

ほんじょう 水だより

目次

- 下水道使用料の改定内容・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 下水道料金改定に伴う経過措置について・・・・・・ P2
- ほんじょうマップで水道・下水道台帳図マップを閲覧できます・・ P2
- 災害への備えは万全ですか？・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 令和5年度に実施した工事(施設整備事業)について・・ P4
- 市内の各小学校を対象に浄水場見学会を開催しました・・ P4

編集・発行／本庄市上下水道部

持続的な下水道事業運営のために

令和6年10月1日より

下水道使用料を改定します

下水道使用料は、管渠の清掃や保守等の維持管理費、処理施設（小山川水循環センター）での処理費用などの経費や減価償却費、借入金の利息の支払い等に使われています。これらの費用は下水道の利用者が負担することが原則となっています。

しかし、埼玉県が管理する処理施設の維持管理に必要な電気料や燃料費などの高騰により、現在の下水道使用料では賄いきれず、使用料収入の不足分を市の一般会計（税金）からの繰入金で補っています。これは、下水道を使用している皆さまと使用できない地域の皆さまとの負担の公平性という観点からも、改善すべき状況にあります。

このため、今後、下水道事業経営の安定を図り、持続的なサービスを提供していくために、下水道使用料の改定を行います。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



汚水マンホール



雨水マンホール

下水道使用料の改定内容

【改定前】

排水量 (m ³ /月)	基本料金 (～10m ³)	超過料金 (1m ³ 当たり)
0～10	920円	
11～30		135円
31～50		150円
51～100		165円
101～200		201円
201～500		230円
501～1,000		259円
1,001～		288円
浴場営業用		40円

(税抜き)



【改定後】

排水量 (m ³ /月)	基本料金 (～10m ³)	超過料金 (1m ³ 当たり)
0～10	1,220円	
11～30		135円
31～50		150円
51～100		165円
101～200		201円
201～500		230円
501～1,000		259円
1,001～		288円
浴場営業用		50円

(税抜き)

下水道料金改定に伴う経過措置について

改定前の料金

改定後の料金

	令和6年					令和7年
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
偶数月	検針 ●	① 8・9月使用分		検針 ●	請求 ◆	
			検針 ●	② 10・11月使用分		検針 ●
				請求 ◆		
奇数月		検針 ●	③ 9・10月使用分		検針 ●	請求 ◆
				請求 ◆		
			検針 ●	④ 11・12月使用分		検針 ●
				請求 ◆		
毎月		検針 ●	⑤ 9月使用分	検針 ●	請求 ◆	
			検針 ●	⑥ 10月使用分	検針 ●	請求 ◆
				請求 ◆		

★ご注意★

●9月30日以前から継続して使用しているお客様には経過措置が適用されます。

<2か月単位で水道メーターの検針をしている場合>

・偶数月検針のお客様：① 8・9月使用分までは改定前の料金

② 10・11月使用分以降は改定後の料金

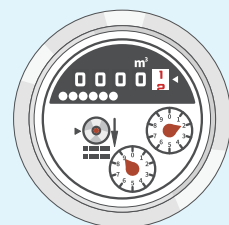
・奇数月検針のお客様：③ 9月・10月使用分までは改定前の料金

④ 11月・12月使用分以降は改定後の料金

<1か月単位で毎月水道メーターの検針をしている場合>

・毎月検針のお客様：⑤ 9月使用分までは改定前の料金

⑥ 10月使用分以降は改定後の料金



●10月1日以降に転入又は転居等により新たに水道使用の給水契約を申し込まれた場合の料金は、改定後の料金が適用されます。

ほんじょうマップで水道・下水道台帳図マップを閲覧できます

本庄市ホームページの本庄市公開型GIS「ほんじょうマップ」では水道台帳図及び公共下水道・農業集落排水台帳図を公開しています。

水道・下水道管渠等の埋設状況が確認できますので、ぜひご利用ください。

なお、ご利用にあたっては、WEBサイト上で示される利用条件や利用規約に同意していただく必要がありますので、ご注意ください。

ほんじょうマップ

検索



ほんじょうマップ
(市ホームページ)



災害への備えは万全ですか？

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では水道施設や下水道施設などのインフラ施設に被害が発生し、地震発生直後には16市町で約11万戸の断水が発生（令和6年1月1日現在 石川県発表）しました。断水が長期間にわたり続いたことから、本市では1月と3月に輪島市門前町で応急給水活動を実施しましたので、その活動内容について報告します。

能登半島地震の被害状況

○擁壁の崩壊や道路の段差等が生じ通行の支障となっていました。



・擁壁が崩壊した道路



・浮上して段差が発生したマンホール



応急給水活動の状況

○応急給水活動として、避難所に設置されている仮設水槽（1,000ℓ）へ補水する作業を行いました。



・避難所での給水の状況
（諸岡公民館）



・給水車へ補水の状況
（輪島市地原浄水場）



・避難所での給水活動
（仮設水槽からポリタンク等へ給水）



○能登半島地震では、避難所等の応急給水所に仮設水槽（1,000ℓ）が設置され、被災された方は給水袋等に給水していました。また、断水が長期化していたこともあり、給水回数を減らすためポリタンク等の容器に給水している方も多くみられました。

このような大規模な地震はいつ発生するか分かりません。もし地震が発生した場合には、水道の断水や下水道が使用できなくなるなど、生活に支障をきたすことが予測されます。このため、もしもの時のために日頃から災害時に使用する備蓄品を備えましょう。

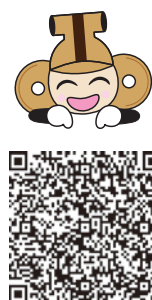
市では「本庄市防災ガイドブック」を作成し、非常時用備蓄品の例を掲載していますので活用してください。



本庄市防災ガイドブック



1人1日あたり3リットルの飲料水が目安です。
携帯トイレ等の備えも必要です。



本庄市防災ガイドブック
（市ホームページ）

令和 5 年度に実施した工事（施設設備事業）について

本庄市水道事業ビジョンにおいて、水質検査の適切な実施のための成果目標として、令和11年度までに水質監視装置を2箇所増設することを掲げています。令和5年度は本庄市児玉文化会館（セルディ）に水質監視装置を設置しました。

児玉地域水質監視装置設置工事(金屋)



・新設した配水モニター（水質監視装置）

配水モニターの設置前は、毎日現地で採水を行い水質管理を行っていましたが、モニター設置後は、水道庁舎のパソコン画面での数値確認による水質管理が24時間体制でできるようになりました。

市内の各小学校を対象に浄水場見学会を開催しました

市内の各小学校（3～4年生）を対象に都島浄水場の見学会を開催しました。

都島浄水場の仕組みを学び、実際の施設を見学することで、浄水場についての理解を深めていただきました。



・モニターを使って説明している様子

児童の皆さんからの質問を一部ご紹介します。

Q1. 都島浄水場は何年前に建てられましたか？

A1. 平成7年度に竣工したので、約29年前に建てられました。

Q2. 水はどのようにきれいにしていますか？

また、どのような薬を使っていますか？

A2. 都島浄水場の水は深井戸から取水しています。深井戸の水は比較的きれいなため、次亜塩素酸ナトリウムという薬を注入するだけで飲めるようになります。

■水道の使用等に関するお問い合わせは

住 所／本庄市千代田3-4-5（水道庁舎）
電 話／0495-22-2151
F A X／0495-22-2153

■下水道の使用等に関するお問い合わせは

住 所／本庄市本庄3-5-3（本庄市役所下水道課）
電 話／0495-25-1146
F A X／0495-25-1145

受付時間／平日 午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日及び12月29日～1月3日はお休みです。

市役所・水道庁舎案内図



▲過去の
水だよりはこちら